

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2019年8月

JBS Newsletter
2019年10月10日

Contents

税務法規

▶「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中国本土と香港特別行政区との間の取決め」第五議定書

▶「総合保税区における增值税一般納税者資格の試験の推進に関する公告」(国家税务总局、財政部、税関総署公告[2019]29号) (“29号公告”)

商務法規

▶「金融業の対外開放を一層拡大することに関する措置」

▶「中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア総体方案の公布に関する通知」(国發[2019]15号) (“15号通達”) ほか

税関法規

▶「『外商投資獎励産業目錄(2019年版)』の実施についての問題に関する公告」(税関総署公告[2019]125号) (“125号公告”) ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2019年08月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2019年 08月02日 第2019030号
- ▶ 2019年 08月09日 第2019031号
- ▶ 2019年 08月16日 第2019032号
- ▶ 2019年 08月23日 第2019033号
- ▶ 2019年 08月30日 第2019034号

Japan Business Servicesグループで、2019年08月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中国本土と香港特別行政区との間の取決め」第五議定書

概要

中国本土及び香港特別行政区は2019年7月19日付で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中国本土と香港特別行政区との間の取決め」（「取決め」）の第五議定書（「第五議定書」）を締結した。これは、中国本土及び香港特別行政区が2006年8月21日付で締結した「取決め」を再び改正するものである。

第五議定書は、必要となる批准及び通知手続きが完了した後に発効する。中国本土において、第五議定書は発効年度の翌年1月1日以降に開始する納税年度に取得する所得から適用される。また、香港特別行政区においては、発効年度の翌年4月1日以降に開始する課税年度に取得する所得から適用される。

第五議定書による主な変更点は次のとおりである。

「取決め」の目的： 第五議定書は、「取決め」の前文部分を改正し、租税に関する取決めの目的は所得に係る二重課税を解消することのほか、租税回避行為による不課税または過少な課税（トリーイシヨッピングにより租税優遇を受け、第三者の租税管轄地域の居住者が間接的に利益を得るような状況が含まれる）を防止することにあるとした。

居住者： 第五議定書は、租税上の二重居住者企業の居住者身分をどのように判定するかに関する規定を改正し、その実際管理機構の所在地、登録地または設立地等の要因を考慮した上で、双方の主管当局が協議を通じて決定するとした。

恒久的施設： 第五議定書は、従属代理人が一方において企業の恒久的施設を構成することとなる判定基準を緩くし、また、独立代理人の判定基準に“緊密な関連”という概念を導入した。

キャピタルゲイン： 持分または権益の譲渡への課税に関する不動産の割合について、第五議定書は、“50%以上”的財産が不動産という規定を“50%を超える”という規定に改めた。また、今回の改正により、パートナーシップや信託を通じたプランニングによって納税しないということはできなくなる。

給与所得--“教師及び研究者”に関する条項の追加：

第五議定書により、中国本土及び香港特別行政区を跨って教育または研究に従事する適格の人員について、他の一方において3年間免税にするという規定が追加された。

主要目的テスト条項--一般適用： 第五議定書は、主要目的テストの内容を改めた。現行の「取決め」では、主要目的テストは配当、利子、使用料、譲渡収益条項のみに適用されるが、これが「取決め」の各条項に広く適用されることになった。

今回の「取決め」の改正による多くの条項の変更は、2017年12月に公布された改正後のOECDモデル租税条約に合わせるためのものであり、かつ「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」のBEPS行動最終報告書の勧告を反映し、対応する実践的な基準を満たすためのものもある。また、教師及び研究者についての条項の導入は、中国本土と香港特別行政区との間の科学技術及び文化交流に積極的な役割を果たすことが期待されている。

「取決め」及び第五議定書の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810770/c1153751/content.html>

- ▶ 「総合保税区における增值税一般納税者資格の試験の推進に関する公告」（国家税務総局、財政部、税関総署公告[2019]29号）（“29号公告”）

概要

総合保税区の高品質な発展を促進するため、国家税務総局、財政部、税関総署は2019年8月8日付で、総合保税区における增值税一般納税者資格の試験の実施に関する29号公告を公布した。29号公告は2019年8月8日より施行される。

29号公告の主な要点は次のとおりである。

届出管理: 適格の総合保税区は国家税務総局、財政部及び税関総署に対する届出を行った後、增值税一般納税者資格の試験を実施することができる。適格の総合保税区の試験企業は、增值税一般納税者としての登記を自発的に申請することができる。

增值税専用発票: 試験企業の国内販売貨物(その他の試験企業へ販売する貨物を含む)は、規定に基づき增值税専用発票を発行することができる。試験企業が税関特殊監督管理区域外(“区外”)から購入した貨物は、增值税専用発票を取得することができる。試験企業が加工貿易の方式により区外から購入した貨物には、引き続き現行の租税政策が適用される。

輸入貨物: 試験企業が輸入する貨物には引き続き保税政策が適用される。国内販売貨物に保税貨物が含まれる場合、或いは区外に未加工の保税貨物を直接販売する場合、当該保税貨物の輸入関税、增值税及び消費税を税関で申告、納付し、かつ規定に従い延滞利息を納付しなければならない。試験企業が試験区域内の非試験企業から購入した貨物は、輸入貨物に照らして租税政策を適用する。

輸出貨物: 試験企業が貨物を輸出する場合、当該貨物が実際に輸出されてから税額還付を申請できる。試験企業が試験区域内の非試験企業に貨物を販売する場合、未加工の保税貨物を除き、輸出とみなして税額還付を行う。

自家用設備の輸入: 試験企業が自家用設備(機器設備、インフラ物資及び事務用品を含む)を輸入する場合、輸入関税、增值税、消費税(“輸入税金”)を一時的に免除する。これらの一時的に免除される輸入税金は、当該自家用設備の税関監督管理年数にわたり、各年度に均等配賦する。そして、毎年の年末に、当年度に係る輸入税金のうち、当年度の国内・国外販売の割合により国内販売に配賦される部分について、試験区域外の租税政策に照らして税額を追加納付する。

29号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/xinwen/2019-08/17/content_5421877.htm

商務法規

- ▶ 「金融業の対外開放を一層拡大することに関する措置」

概要

対外開放の更なる拡大を図るため、国務院金融安定発展委員会弁公室は2019年7月20日付で、「金融業の対外開放を一層拡大することに関する措置」(“対外開放措置”)を公布した。

「対外開放措置」では、次の3つの金融分野に対する措置を打ち出した。

債券分野

- ▶ 外資機関が銀行間債券市場のA類主幹事のライセンスを取得することを認め、かつ中国で信用格付け業務を行う場合、銀行間債券市場と取引所債券市場で取り扱う全ての種類の債券について格付けを行うことを認める。
- ▶ 国外機関投資家が銀行間債券市場に投資する際の利便性をさらに向上させる。

銀行・保険分野

- ▶ 国外金融機関が商業銀行の理財子会社を設立、出資することを奨励する。また、国外金融機関が年金管理会社を設立、出資することを認める。
- ▶ 国外資産管理機関が中国資本の銀行または保険会社の子会社と合弁で、外国側を支配株主とする理財会社を設立することを認める。
- ▶ 外資が全額出資のマネー・ブローカー会社を設立、出資することを支持する。
- ▶ 生命保険会社の外資出資比率制限を51%から100%に引き上げる移行期間の期限を、従来の2021年から2020年に前倒しする。
- ▶ 国内保険会社による保険資産管理会社への出資比率が合計で75%を下回ってはならないという規定を撤廃し、国外投資者の出資比率が25%を上回ることを認める。
- ▶ 外資保険会社の参入条件を緩和し、経営年数が30年以上という要件を撤廃する。

証券分野

- ▶ 証券会社、ファンド管理会社及び先物会社の外資持分比率制限の撤廃時期を、従来の2021年から2020年に前倒しする。

「対外開放措置」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/xinwen/2019-07/21/content_5412293.htm

▶ 「中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア総体方案の公布に関する通知」(国発[2019]15号) (“15号通達”)

▶ 「中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリアの設置に同意することについての回答」(国函[2019]68号) (“68号通達”)

概要

国务院は2019年7月27日付で、68号通達及び15号通達を公布し、中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア (“臨港新エリア”)の設置に同意する旨の回答を出すとともに、臨港新エリアの総体方案 (“「総体方案」”)を公表した。「総体方案」では、全体的な要求、制度体系、リスク管理制度、産業体系等の面から、臨港新エリアの設置に関する全般的な指針について述べている。

「総体方案」の主な内容は次のとおりである。

発展目標: 臨港新エリアは、国際的に認められた、競争力の最も高い自由貿易区の基準となり、2035年までに、国際市場における影響力と競争力を持った特殊な経済機能区を築き上げる。

対象範囲: 「総体方案」によれば、大治河より南、金匯港より東及び小洋山島、浦東国際空港南側の区域に臨港新エリアが先行して設置され、その面積は119.5 平方キロである。

核心となる制度体系: 臨港新エリアにおいては、投資、貿易の自由化を中心とする制度体系を構築し、投資の自由、貿易の自由、資金の自由、運輸の自由、人員就業の自由等を重点として、競争力のある租税政策を支持し、投資、貿易の自由化、利便化を推進する。具体的な内容は次のとおりである。

- ▶ 投資の自由—電信、保険、証券、科学研究と技術サービス、教育、衛生等の重点領域における対外開放を進め、登録資本金、投資方式等の規制を緩和する。
- ▶ 貿易の自由—新エリアに洋山特殊総合保税区を設置する。安全管理を中心とし、より高いレベルの貿易自由化、利便化を反映する管理モデル等を実施する。
- ▶ 資金の自由—クロスボーダー資金決済の円滑化を図る金融管理制度を実施する。
- ▶ 運輸の自由—船舶の法定検査を段階的に緩め、管理プロセスを最適化する。
- ▶ 人員就業の自由—現代サービス業におけるハイエンド人材の就業制限を緩和し、人員の出入国、外国籍人材の永住等の面で、より開放的かつ利便的な政策措置を実施する。
- ▶ 國際競争力のある租税政策—集積回路(IC)、人工知能(AI)、バイオ医薬、民間航空等の中核分野の生産、研究開発に従事する企業は、設立日から5年間、15%の企業所得税率を適用できる。新エリアにおけるサービス輸出増税政策の適用範囲を拡大し、海外人材の個人所得税負担額の差額補助政策の実施を検討する。

リスク管理制度: 臨港新エリアにおいて、分類管理、協同管理、知能管理を基礎とし、リスク防止水準と安全管理水準を全面的に向上させる。

開放型産業体系: 重要なコア技術を突破口とした先端産業クラスター (IC、AI、バイオ医薬、民間航空)を構築し、新型国際貿易を発展させ、クロスボーダー金融サービスを拡大し、長江デルタ地域との共同的なイノベーション、発展を強化する。

「総体方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/06/content_5419154.htm

68号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/06/content_5419153.htm

- ▶ 「本市において多国籍企業の地域本部の発展を促進することに関する若干意見」(滬府規[2019]30号) (“30号通達”)
- ▶ 「上海市の多国籍企業による地域本部の設立を奨励することに関する規定」(滬府規[2019]31号) (“31号通達”)

概要

対外開放をさらに拡大し、外資利用の品質と水準を引き上げるため、上海市人民政府は2019年7月25日付の30号通達により、「本市において多国籍企業の地域本部の発展を促進することに関する若干意見」(“意見”)を公布した。

「意見」は30条からなり、次の6つの面に言及している。

- ▶ 多国籍企業の地域本部及び本部型機構の認定基準を緩和する。
- ▶ 多国籍企業の投資の利便性を向上させる。
- ▶ 多国籍企業の資金利用の自由度と利便性を向上させる。
- ▶ 多国籍企業の貿易と物流の利便性を向上させる。
- ▶ 多国籍企業の研究開発の利便化を推進する。
- ▶ 多国籍企業の本部機能に対する付随的な保障を強化する。

同時に、「中華人民共和国外商投資法」(“外商投資法”)等の法律法規の施行を徹底するため、上海市人民政府は31号通達により、改正後の「上海市の多国籍企業による地域本部の設立を奨励することに関する規定」(“規定”)も公布した。

改正後の「規定」では、地域本部と本部型機構(“地域本部”)の認定基準を緩和し(例えば、親会社の登録資金及び地域本部が中国で管理する企業数に関する規制を取り消した)、かつ手続きの最適化を図るため、地域本部の資金運用や管理、入出国手続き、人材誘致及び貿易の利便性等の面において、より多くの政策的な支持を与えていた。

「意見」及び「規定」はいずれも2019年9月1日より施行され、有効期限は2024年8月31日まである。香港、マカオ、台湾地域の投資者が上海に地域本部を設立する場合も、「規定」を参照する。

「意見」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw61406.html>

「規定」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw61407.html>

「外商投資法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/difang/201903/20190302845209.shtml>

▶ 「上海市におけるサービス業の更なる拡大開放に関する若干措置」

概要

市場参入要件をさらに緩和し、サービス業の対外開放を拡大するために、上海市人民政府及び中国共産党上海市委員会は2019年8月13日付で、「上海市におけるサービス業の更なる拡大開放に関する若干措置」(“措置”)を公布した。

「措置」では40項目の開放措置に言及し、主に次の7つの面が含まれる。

- ▶ サービス業の外資による市場参入規制の緩和: 上海で投資性公司を設立する外国投資者の資産総額に係る要件を緩和し、外国投資者が中国国内で既に設立した外商投資企業の数に関する要求を取り消した。医療、文化、娯楽産業の特定分野は試験的に先行して開放するとし、外商投資企業が法に基づき内国民待遇を受けることも強調している。
- ▶ クロスボーダーサービス貿易の高水準の対外開放: クルーズ船の寄港による経済効果を高めるために、上海のクルーズ船の寄港地にある免税店の経営規模の拡大を支持する。さらに、海外旅客の物品購入に係る出国時の税額還付に対するサポートを強化し、出国時に税額還付を受けられる対象物品の範囲を拡大することを検討するとともに、還付手続き代理機関の資格要件を緩和するように努める。
- ▶ 國際貿易センターの建設推進: 越境EC小売及び総合試験区における貿易の通関手続きをさらに簡素化する。
- ▶ 科学技術イノベーションセンターの建設: デジタル化したモデルチェンジとアップグレードを実施し、デジタルサービス貿易の発展を促進する。

- ▶ 現代船舶輸送サービス業におけるグローバル船舶輸送リソースの配置能力を向上させる。
- ▶ 國際金融センター建設の加速: より高いレベルの金融サービス業の対外開放を推進する。
- ▶ サービス業の国際化交流協力メカニズムの整備: 複数の措置を打ち出し、規制の緩和と上海で働く外国の専門人材の誘致を図る。

「措置」により、上海のビジネス環境は一層改善され、上海の国際協力面での競争力も高まるであろう。

「措置」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw61405.html>

▶ 「深圳における中国の特色ある社会主義先行モデル地域の建設を支持することに関する意見」

概要

全面的な改革の深化と開放の拡大を図るために、國務院及び中国共産党中央委員会は2019年8月9日付で、「深圳における中国の特色ある社会主義先行モデル地域の建設を支持することに関する意見」(「意見」)を公布した。「意見」の実施により、広東・香港・マカオ大湾区戦略がよりよく推進されること、「一国二制度」の実践的経験が豊かになることが期待される。

「意見」は19項目から成り、深圳における中国の特色ある社会主義先行モデル地域の建設を支持するための5つの戦略的方向性が示されている。それらは、質の高い発展の主力となること、法治都市のモデルとなること、都市文明の模範となること、人民の生活と幸福のモデルとなること、持続可能な発展のパイオニアとなること、である。

そのほか、「意見」では、深圳を競争力、イノベーション力、影響力の卓越した世界の模範都市となるように支援することを目的とした、3段階の発展目標を掲げている。同時に、改革の深化を図るために、経済体系、法治環境、都市文明、民生、生態環境等の分野における措置も挙げている。

「意見」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhenge/2019-08/18/content_5422183.htm

税関法規

- ▶ 「『外商投資獎勵産業目録(2019年版)』の実施についての問題に関する公告」(税関総署公告[2019]125号) (“125号公告”)

概要

税関総署は2019年7月24日付で、「外商投資獎勵産業目録(2019年版)」(2019年7月30日施行) (“2019年目録”)の税関における実施上の問題について明らかにした125号公告を公布した。(「2019年目録」については、「中国税務及び投資速報 (日本語要約版)」2019年7月号を参照)

125号公告の要点は次のとおりである。

- ▶ 2019年7月30日以降、「2019年目録」の範囲に属する外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)について、総投資額内で輸入する自家用設備、及び契約に従って設備と併せて輸入する技術及び部品は、「外商投資プロジェクトの免税不可輸入商品目録」及び「輸入免税不可の重大な技術装備及び製品目録」に列挙された商品を除き、関連規定に従い、関税を免除するが、輸入段階の増税は徴収する。
- ▶ 「2019年目録」の施行後、投資主管部門及び商務主管部門は、「国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」(「確認書」)及び外商投資企業の設立(増資)承認書(「設立承認書」)を適格企業に発行する。
- ▶ 2019年7月30日より前に承認、許可を受けたか、届出を行った外商投資プロジェクトは、「外商投資産業指導目録(2017年改正)」(「2017年目録」)の奨励類、または「中西部地区外商企業投資優勢産業目録(2017年改正)」(「2017年中西部目録」)の範囲に属する場合、引き続き輸入関税を免除する。ただし、プロジェクトを行う企業は、関連部門が2020年8月1日までに発行した「確認書」或いは「設立承認書」を取得する必要がある。(「2017年目録」及び「2017年中西部目録」については、「中国税務及び投資速報 (日本語要約版)」2017年7月号及び3月号を参照。)
- ▶ 「2017年目録」の奨励類または「2017年中西部目録」の範囲に属さない進行中の外商投資プロジェクトが「2019年目録」の範囲に属する場合、当該プロジェクトで輸入する自家用設備、及び契約に従って設備と併せて輸入する技術及び部品は、規定に従って関税を免除する。ただし、輸入設備にすでに課税された場合、その税額は還付しない。

「2019年目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628_940276.html

125号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2556867/index.html>

▶ 「“二段階申告”の改革試験の実施に関する公告」(税関総署公告[2019]127号) (“127号公告”)

概要

“放管服”改革の要求を徹底的に実行し、ビジネス環境をさらに最適化するため、税関総署は2019年7月31日付で127号公告を公布し、一部の税関において、輸入貨物の“二段階申告”的改革試験を実施することを決定した。公告における主な内容は次のとおりである。

“二段階申告”とは

第一段階：企業が概要申告を行った後、税関の承認を得れば、貨物を引き取ることができる。課税貨物について、企業は事前に登録地の直属税関の関税職能部門に租税保証届出申請を提出する必要がある。

第二段階：企業は輸送ツールの入国申告日から14日以内に完全申告を完了し、税金納付等のその他の通関手続きを行う。

“二段階申告”的試験要件

- ▶ 国内の荷受人・荷送人の信用格付けが一般信用以上であること
- ▶ 試験対象となる税関で、実際に貨物を輸入すること
- ▶ 関連する規制書類について、ネットワークによる検証がすでに実現されていること(127号公告の添付2を参照)

“二段階申告”的試験は2019年8月24日より実施される。同時に、既存の申告モデルも引き続き残され、企業はいずれかの方式を自ら選択し、申告を行うことができる。

127号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/2480148/2553893/index.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|--|---|---|
| <p>▶ 北京
堀尾 成宏
監査
+86 152 433 2445
naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連
秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>梁 畔
監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com</p> <p>石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳
小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>塚原 俊郎
監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p>吉田 紫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>徳山 勇樹
監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com</p> |
|--|---|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケット本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 勝也

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@ jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@ jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03009182

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものでは ありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

